

奈良県告示第三百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（生駒市域）の事業計画の変更を認可した。

平成二十六年二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

近畿日本鉄道株式会社

二 事業施行期間

平成二十二年二月十二日から平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

生駒市鹿畑町の一部

四 土地区画整理事業の名称

登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（生駒市域）

五 事務所の所在地

生駒市辻町七六三の一

六 施行認可の年月日

平成二十二年二月五日

七 変更認可の年月日

平成二十六年二月六日